

宛先：  
ドイツ特許商標庁  
商標部  
81534 ミュンヘン

### ドイツ特許商標庁

この様式の記入上の注意はウェブサイト  
(http://www.dpma.de)でも確認しておくこと。  
網かけをつけた欄はドイツ特許商標庁が記入する

(1) 名前/商号  
通り/建物の番号  
郵便番号/市町村  
あれば私書箱も

ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します。

商標登録出願

3

ファックス まず次の番号に送付願います

出願番号

(2) 出願人/代理人の内部整理番号 (最大半角 20 文字)

出願人/代理人の電話番号

出願人/代理人のファックス  
番号

日付

(3) 名前/商号  
通り/建物の番号  
郵便番号/市町村  
あれば私書箱も  
(1)欄と相違が  
ある場合に  
記入すること

出願人

代理人 (該当ある場合)

出願人コード

代理人コード

送付用住所コード

(4)  本商標の国際登録出願の願書が添付されております (WIPO 様式)

(5) 商標の複製

添付書類参照

次に示す色を用いたカラーでの登録:

白黒での登録

(6) 商標の種類については、次の申告を行います。(一つの欄のみをチェックする)

文字商標 (ドイツ特許商標庁が使用する刊行物中で)

立体商標

図形商標; 文字・図形商標 (出願人が選択する図示による複製)

音声商標

その他の種類の商標

標系マーク

(7)  商標法第 38 条に規定の早期審査を請求します (料金が別途かかる)

(8) 商品/サービスの分類別の一覧

(分類の順に配列すること)  添付書類参照 (2 部添付)

分類

概要

出願人の主要分類案: この一覧とした分類はすでに次に示す出願番号で同一の形で登録済みです:

(9)  団体標章としての登録 (商標法第 97 条以下) を請求します

(10) 優先権

国外優先権 (日付、国、出願番号)

博覧会展示に基づく優先権 (展示会、見本市の概要及び最初に展示した日)

(11) 説明について  
は、裏面参照

(12)  本願は一連の商標出願の構成要素です (様式 - W 7002 参照)

本願は、 件の出願中 番目

手数料納付

ユーロ  出願料として  
(最大 3 区分の分類の指定料金も含む)

国内口座から自動引落依頼書 (A9507) を  
発行 同封のもの

ユーロ  個別分類手数料  
(4 区分以上の場合、1 区分毎の指定料金)

ヴァイデン連邦国庫の口座宛の振替  
(3 ヶ月の支払期限を守る)

ユーロ  早期審査手数料

ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54  
(銀行本支店番号 700 000 00)

ユーロ  合計

国外口座から振替を行う場合:  
銀行識別コード (SWIFT コード): MARKDEF1700  
IBAN コード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54

手数料は、出願日から 3 ヶ月以内に納付されるものとする (料金についての注意参照)

添付書類

- 商標を 2 次元の図示により複製したものを 2 部; それぞれ一致するもの (文字商標出願の場合を除く)
- 音声商標出願の場合、音声による表現
- 商標の概要
- 商品/サービスの概要: 文字サイズを 11 ポイントとし、行間を 1.5 行とする (リストが欄 8 に再録済みでない場合に限る)

- 商標使用規則 (団体標章の場合)
- 自動引落依頼書
- 優先権証明書
- 代理人の委任状
-

## ドイツ特許商標庁

### 特許部

80297 ミュンヘン

電話：(089) 2195-0

ファックス：(089) 2195-22 21

電話情報サービス：(089) 2195-34 02

ウェブサイト：<http://www.dpma.de>

### 商標部

81534 ミュンヘン

### イエーナ支庁

07738 イエーナ

電話：(0 36 41) 40-54

ファックス：(0 36 41) 40-56 90

電話情報サービス：(0 36 41) 40-55 55

### 手数料受取人

ヴァイデン連邦国庫

ドイツ連邦銀行 ミュンヘン支店 700 010 54 (銀行本支店番号 700 000 00)

銀行識別コード (SWIFT コード): MARKDEF1700

IBAN コード: DE 84 7000 0000 0070 0010 54

### ベルリン技術情報センター

10958 ベルリン

電話：(0 30) 25 992-0

ファックス：(0 30) 25 992-404

電話情報サービス：(0 30) 25 992-220

## (4)欄に関する説明

該当ある場合のみチェックを入れること。国際登録願書の提出前に、標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定議定書に従い国際登録を行う場合の注意書 (M8940) に記載の注意点を確認することが強く求められる。

## (8)欄に関する説明

商品/サービスの一覧は分類別に記載して提出のこと。すなわち、商品/サービスを分類別に区分し、各分類は番号の若い順に列挙する必要がある。完全に分類別に整理せずに提出した一覧では結果として処理が著しく遅れることとなり、後から分類別に整理した一覧が提出されない場合には、**出願の完全な取り下げ**という事態に至る場合もある。詳細な注意点については、商標登録のための商品/サービス分類の推奨事項リスト (W7733) から情報を得ることができる。別紙を使用する場合には、文字サイズは 11 ポイントとし、行間は 1.5 行を使用すること。

以前に同一の形で提出された商品/サービス一覧に参照を指示しても、リストの各項目を同一の形で再度登録されることを請求したことの裏づけとはならない。

## (11)欄に関する説明

一連の商標として扱われるのは、出願人により同一の郵便物に梱包して送付されたものであり、同一の主要分類が与えられており、かつ各出願書類について様式 W7002 に完全な記載がなされているものである。2 件の出願書類でも一連の商標となりうる。一連の商標として処理することを求めるいかなる権利も存在しないので注意すること。ドイツ特許商標庁は、作業の進行及び組織上の理由から各出願書類を個別に処理する権利を留保する。

## (12)欄に関する説明

引落依頼書を発行する場合には、手数料の記帳間違いや遅れを回避するために、特許商標庁の発行する様式 (A9507) を使用することが強く求められる。

## 費用に関する注意

(2002 年 1 月 1 日現在 - 各時点でも有効な手数料は、注意書 A9510 又はウェブサイト

<http://www.dpma.de> から知ることができる。)

商標出願の際には、特許費用法第 2 条第 1 項及び同第 3 条第 1 項に従い、次の手数料が納付されるものとする。

### 商標出願手数料

最大 3 区分の分類指定手数料を含む ..... 300.00 ユーロ (手数料番号 331 100)

### 商標分類指定手数料

4 区分目から 1 区分当たり ..... 100.00 ユーロ (手数料番号 331 300)

### 団体標商出願手数料

最大 3 区分の分類指定手数料を含む ..... 900.00 ユーロ (手数料番号 331 200)

### 団体標商分類指定手数料

4 区分目から 1 区分当たり ..... 150.00 ユーロ (手数料番号 331 400)

商標法第 38 条第 2 項の規定に従い早期審査を請求する際には、

次の費用の納付が必要となる ..... 200.00 ユーロ (手数料番号 331 500)

受理証に示した出願手数料及び分類指定手数料が願書の提出から 3 ヶ月以内に納付されない場合には、出願はその全体又は一部が取り下げられたものとみなされる (特許費用法第 6 条; 商標法第 36 条第 3 項)。早期審査請求手数料が当該請求の提出から 3 ヶ月以内に納付されない場合には、当該請求は取り下げられたものとみなされる。

受理証以外には手数料納付の証拠はまったく送付されないので注意されたい。

納付に際しては、使用目的を上記手数料番号の形で記載し、また分かる範囲で、出願番号を記載すること。

手数料の納付については、ドイツ特許商標庁及び連邦特許裁判所手数料納付に関する規則に従い規定される。当該規則に従い、手数料は次の手続で納付することが可能である。

1. 現金での納付 (ミュンヘンのドイツ特許商標庁料金課又はイエーナ支庁及びベルリン技術情報センターの料金受領課)
2. ドイツ特許商標庁管轄の連邦国庫の口座宛に口座振替
3. ドイツ特許商標庁管轄の連邦国庫の口座宛に (現金その他の手段で) 納付
4. 国内口座から自動引落依頼書を発行